

地域から秋の運動を成功させよう 平和と社会保障を立て直す取り組み

第1弾「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める請願署名」（9月から）

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現をめざし、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な処遇改善を求める署名です。

第2弾「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める国会請願署名」（10月から）

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。自然災害時や、新たな感染症に備えるためにも、安全・安心の医療・介護の実現を求める署名です。

第3弾「もう限界！平和と社会保障を立て直せ！9・25いのちまもる総行動」in日比谷野外音楽堂 多くの仲間の参加で成功させよう

今年も9月25日に、いのちまもる集会が開催されます。①ケア労働者の処遇改善②従来の保険証残せ、高額療養費制度改悪白紙撤回③医療・介護・福祉・保健の現場守れ④軍事ではなく社会保障の拡充で国民負担を減らせの4点を掲げ、いのちとくらし、人権をまもる政治の実現を求めて政府に働きかけます。

第4弾 二つの署名を広げ地域医療・介護を守れの声を東京の隅々から巻き起こそう

地域から突然病院がなくなる、受けたいと思ったときに介護サービスが受けられない、深刻な事態が着々と進んでいます。2つの署名を携えて、地域から署名宣伝行動を計画しましょう。先進的な地域の取り組みを参考に、介護事業所訪問で実態の聞き取り、署名のお願いなどで運動を広げましょう。

第5弾 議会としても国への意見書提出を迫る陳情・請願行動を

医療・介護・福祉職の処遇改善、患者・利用者負担の軽減、報酬制度の抜本改定、地域医療構想の撤

回、社会保障の拡充について国への意見書提出を求める陳情や請願を議会に提出し、各会派への要請や懇談で理解を広げ、採択をめざす取り組みを進めましょう。

第6弾 地域社保協交流集会に、各地域の経験を持ち寄ろう

10月11日(土)13時30分から、ラパスホール(豊島区南大塚2-33-10ラパスビル7階)にて、地域社保協交流集会を開催します。秋の運動を成功させる弾みをつけ、各地域から経験を持ち寄り、元気に地域社保協運動を進める力にしましょう。

第7弾 知は力 東京社保学校に参加しよう

11月22日(土)13時30分から、けんせつプラザ東京5階(新宿区北新宿1-8-16)にて、東京社保学校を開催します。講師は後藤道夫先生「社会的な危機の歴史背景を考え直す 最低生活の保障とは」をテーマにお話ししていただきます。

盛りだくさんとなりますが、軍事よりも誰もが安心できる社会保障の拡充へ、地殻変動をおこすとりくみを地域から巻き起こしましょう。皆さんの力を貸してください。ご協力をお願いします。



東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823
東京社保協 検索

いのちのとりで最高裁判決を受け 厚生労働省は早期全面解決に向け 真摯な謝罪と被害の全面回復を



6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年からの過去最大の生活保護基準引き下げ処分を争っている大阪訴訟・愛知訴訟について、厚生労働大臣の減額決定を生活保護法違反と認定し、処分の取消しを命じる判決を出しました。国が定めた生活保護基準について最高裁が違法と認定したのは史上初めてです。判決は国が引き下げの主たる根拠として示した「デフレ調整」（物価が下がったことによる保護費の減額）について、「専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の判断の過程及び手続きに過誤、欠落があり違法」としました。

判決当日、原告団と弁護団、いのちのとりで裁判全国アクションは、厚生労働省に要請書を提出しました。しかし厚生労働省は、「判決の趣旨、内容を十分精査し適切に対処したい」「謝罪するかどうかも含めて検討する」との回答に終始。

さらに、7月1日、厚生労働大臣は定例記者会見で、判決を受けて「専門家による審議会」を設置して対処策を検討することを、突然、原告側に全く相

談も告知もなく、頭越しに発表しました。「審議会」にどのようなことを諮問するのか、どのような専門家に委員になってもらうのか、結論はいつまでに出すのか、等々の質問にも答えず、判然としない事態となっています。

いのちのとりで裁判全国アクションは、「“寝耳に水”の「専門家」審議会設置方針の表明に厳重に抗議し方針撤回と早期全面解決に向けた真摯な謝罪等を求める緊急声明」を公表し、引き続き厚生労働省と全面解決のための交渉を続けます。引き続きご支援をお願いします。

《生存権裁判を支える東京連絡会》

天海訴訟最高裁判決 まさかの高裁差し戻し

7月17日、最高裁判所第一小法廷は、2023年3月に東京高等裁判所で逆転勝利判決を勝ち取っていた天海さんの「障害者を年齢で差別するな」という10年にわたる訴えに対して、「東京高裁へ差し戻し」の判決を下しました。最高裁判決終了後の報告集会では、

「これで終わると思っていたのに延長戦になってしまったが、引き続き頑張ろう」「今回の判決は、自分では判断しないという最高裁の責任回避判決ではないか」という判決を出すのが最高裁の役割なの



か」「無理しなくても生活ができるという当たり前の国にしていこう」「憲法で保障された選択の自由・自分で決定する自由、権利としての社会保障という基本に立ち返った運動として進めていこう」と、怒りの発言が続きました。天海さんは、「千葉市のやり方は納得できない。7月13日で76歳になったが、引き続き頑張っていきたい」と、力強く決意を述べられ、会場から大きな拍手がわきました。

今後、東京高裁での差し戻し審勝利のための様々な運動が提起される予定です。引き続きご支援をお願いします。

**配慮措置の延長を求め広域連合に要請行動
7月議会での取り扱いを検討
東京高齢期運動連絡会**



後期高齢者医療制度は2022年に「一定以上所得がある人」を対象に、窓口負担が1割から2割に改悪されましたが、1か月の負担額を抑える「配慮措置」が取られてきました。

「配慮措置」の期限が今年9月に迫る中、東京高齢期運動連絡会（以下、東京高連）は、5月の3役会議・常任幹事会で配慮措置延長の要請行動が必要と話し合い、5月の末に広域連合に要請の日程を調整してくれるように連絡しました。

当初広域連合からは「7月の議会では陳情は扱っていない」との回答でしたが、「配慮措置の問題は時間切れになってしまうので何とか検討してほしい」と要請し、その後、広域連合から「6月12日に時間をとる」と連絡がありました。

当日は、東京高連から改めて「広域連合長からの提案として意見書を上げることを提案してもらえないか」と要望しました。

これに対し、広域連合事務局は「正式な陳情として議会で扱えるよう広域連合議会とは調整したいと思っている」との回答がありました。

東京高連では、地域の連絡会に、「配慮措置」の延

長と、高額療養費の患者負担限度額の引き上げ案の白紙撤回を求める声を上げよう、区市町村、各議会から国への意見書を集中する取り組みを呼びかけています。

《東京高齢期運動連絡会 菅谷正見事務局長》

**粘り強い要求運動で補聴器拡充を実現
さらにより良い制度めざして
葛飾社保協**

葛飾では社保協と一緒に高齢者懇談会を組織しています。高齢者懇談会は毎年6月に要求運動を取組み、8月に区に対して要求してきました。

この間、身近な問題として高齢者問題の中で耳の聞こえが悪くなってきている人の対策として、都に補助を求める要求を出してほしいと、何回も区に要請してきました。

補聴器について葛飾区は23区でも早い段階で35000円支給するというのは実施してきましたが、ずっとそのままになっていました。私たちは、これを引き上げろという要求を1月29日にだしました。

東京都が今回住民税非課税のところには144900円の補助を出すことになったので、区がそれにのっかってできるならやってほしいと要求しました。

葛飾区は3月12日と25日に2回にわたり「今年の10月から実施をする」と回答してきたので、高齢者懇談会では10月ではなく4月から実施しろと、さらに強めて運動を進めてきました。早期実施に向けて、6月12日に区の担当者と懇談を開き要求してきました。

こうした運動で、7月実施が決まりましたが、私たちは、とにかく高齢者に早くお知らせを出せと再三要求して運動するなかで、区は細かなメモを作ってお知らせするという事になりました。また、補助金を出すというだけでは不十分だ、聞こえにくくなっている人たちに対する相談窓口を多くのところで作ってほしい。区役所の窓口だけでなく地域に相談窓口を作ってほしいと要求しました。

これを受けて高齢者懇談会と一緒に、耳が聞こえなくなった人たちを中心にする小さな学習会を、たくさん開こうという運動をすすめています。実は高齢者の中でも、耳が聞こえなくなっているということへの自覚がない人が少なくありません。小さな学習会をたくさん開いて、区に対しての要求につなげてこうじゃないかということで今運動を進めています。

《葛飾社保協 吉野五郎さんからの報告より》

**住まいは人権 なんでも相談会で
生活保護受給後の無料低額宿泊所の課題
北区社保協**

5月27日(火)王子駅前三角公園で、84回目となる「なんでも相談会」が開催され、相談者は8人でした。

その中の一人、宅で生活保護を受給していたOさんは、入所した無料低額宿泊所での人間関係や、1日650円しか支給されない状況に悩んだ結果、再度ホームレスに。8年間住んでいた北区に戻ってきて野宿しているところで相談会場につながりました。

生活保護などの困窮者を社会復帰させるはずの無料宿泊所（シェルター）内で、身分証明書を取り上げて高額の生活費を請求するといった、人権が脅かされるような事態（貧困ビジネス）がメディアでも報道されています。

北法律事務所の弁護士が同行し、再度生活保護申

各地域・団体の取り組み

**高家賃に困り他区からも相談者が
都営住宅無料相談会
光が丘ボランティアの会**

光が丘ボランティアの会（練馬社保協加盟、以下、同会）は、都営住宅申し込み無料相談会を毎月開催しています。6月23日に実施した相談会には、小平市や板橋区など、現在他区市に住んでいる方を含めて15人が相談に訪れました。

東京都内は家賃が急速に高騰しているため、低年金の高齢者で10万円から20万円といった高い家賃の支払いは深刻な問題です。なんとか家賃平均2万円台の都営住宅に入りたいという相談が殺到しています。

同会では、「瓦版」を毎月2回7000部発行し、会員で手分けをして配布しています。地域外からの相談者は、情報を受けた社保協グループラインなどの人づてに聞いてひろがり、相談に来ています。

また、こうした都営住宅申し込み相談の他にも、家事援助お助け隊、「年金講演会」「ケアマネさんの本音を聞く会」などの学習会、映画会、歌声を楽しむ会（カラオケの会）、パソコン教室、手料理教室、街歩きなど、くらしに役立つ各種催し物を精力



請をすることになりました。

区民要求実現北区連絡会への北区役所からの回答によると、北区でも昨年134人が無料低額宿泊所に入所し、そのうちアパートに移住できたのは22人ということです。生活保護は受給できても、受給後の住まい、無料低額宿泊所に課題が残るのが実態です。《北区なんでも相談日よりから》

的に開催し、健康で長寿を目指す取り組みを進めています。《練馬社保協ニュースから》

P.S. 高齢者が生き生きと活動する先進事例として、新聞やテレビで全国に再三紹介されています。

（練馬社保協 矢部広明さんより）

**悪天候も何のその
巣鴨駅定例宣伝行動**

7月の4の日宣伝は、台風の影響で朝から不安定な空模様でしたが、ちょうど開始時間には奇跡的に雨が上がり、30分と短時間でしたが32人の参加者で300個のチラシ入りティッシュを配布しました。

次回の4の日宣伝

**8月はお休み 場所と時間は
9月25日(木)来月お知らせ**

地域社保協の情報をお寄せください

地域の取り組みの交流で
運動を前進させましょう！
東京社保協へメールで
情報提供をお願いします
チラシ・議案
ニュースなど